（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。 なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。 輸出貿易管理令第四条第三項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条第三項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から施行する。 なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。 輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略）

○経済産業省告示第六十三号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第百七十八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略） イ　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」という。）第九条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する取引	一　（略） イ　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」という。）第九条第二項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する取引 ロ　専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの 二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。 イ　電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの （一）～（五）（略） （六）巨大磁気抵抗効果又はトンネル磁気抵抗効果を利用するセンサーにおける、当該巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を生ずる素子、当該素子周辺の磁気回路又は当該磁気回路を制御するための構成物（当該素子と一体となっているものに限る。）の設計又は製造に係る技術 ロ～ニ　（略） ホ　金属製品の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの （一）スポンジチタンの製造に係る技術（マグネシウム還元法により塩化チタンからチタンを分離する工程において圧力若しくは温度を制御する技術又は当該チタンを破砕し梱包する工程に係る技術に限る。） ヘ　蓄電池及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの
ロ～ニ　（略） （新設）	ロ～ニ　（略） （新設）
（新設）	ハ　専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの 二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。 イ　電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの （一）～（五）（略） （新設） ロ～ニ　（略） （新設）